（報告書の提出等）

第三十七条の三の四　船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2～4　（略）

（報告書の提出等）

第三十七条の三の八　（略）

2～4　（略）

5　船級協会は、第十二条の十七の二十の規定による確認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による確認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

6　前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　船名

二　船舶番号

三　総トン数

四　船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五　船舶において消費した燃料油の実績

六　確認又は交付を行つた年月日及び場所

七　確認又は交付の結果

7　地方運輸局長は、第五項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、当該報告書に関する書類の提出を求めることができる。

（報告の徴収）

第三十八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。ただし、同表第五号の規定による報告書に相当する書面を船級協会に提出したときは、同号に規定する報告書については、提出することを要しない。

報告者	事項	提出の期限	報告書
（略）	（略）	（略）	（略）
四　法第十一条の登録を受けた船舶の船舶所有者	十二月三十一日以前の一年間の法第十条第二項第四号及び第五号の規定によつてする廃棄物の排出	毎年一月三十一日まで	廃棄物排出状況報告書（第六号の二様式）

（報告書の提出等）

第三十七条の三の四　船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。）、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この条、第三十七条の三の八及び第三十七条の六において同じ。）に提出しなければならない。

2～4　（略）

（報告書の提出等）

第三十七条の三の八　（略）

2～4　（新設）

（新設）

（新設）

（報告の徴収）

第三十八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に関し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。

報告者	事項	提出の期限	報告書
（略）	（略）	（略）	（略）
四　法第十一条の登録を受けた船舶の船舶所有者	十二月三十一日以前の一年間の法第十条第二項第四号及び第五号の規定によつてする廃棄物の排出	毎年一月三十一日まで	廃棄物排出状況報告書（第六号の二様式）